

西区災害時地域協力貢献事業所・店舗登録制度要綱

（目的）

第1条 地震・風水害等大規模災害時に、地域における救出・救護等災害対策並びに復興を目的として、地域住民及び行政機関に協力し、地域貢献を行う意思を有する西区内所在事業所・店舗を事前に登録する制度を設ける。

（協力内容）

第2条 登録事業所・店舗（以下「事業所等」という。）は、災害時において、自らの事業所等の安全を確認し復旧のめどが立った後、所在する地域に対して次の協力をを行う。

- （1）消火・救出・救護活動の支援
- （2）技術及び資材の提供
- （3）商品（飲料、食料品、生活用品等）の区内被災者への提供
- （4）その他災害対策に必要な活動（地域での防災訓練等への参加を含む）

（登録期間）

第3条 事業所等の登録期間は、登録申込書を提出の後、登録証（別記記載のとおり）交付時から辞退届の提出までの間とする。

ただし、西区内に事業所等が存在しなくなったときは辞退したものとする。

- 2 事業所等の登録を辞退する場合は、辞退届を提出するとともに登録証を返却するものとする。

（費用負担）

第4条 事業所等が提供する支援にかかる一切の経費については、事業所等の負担とする。また、提供する自らの資機材等の物件の破損等についても同様とする。

（秘密の保持）

第5条 事業所等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退届を提出した後も同様とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

（附則）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。